

情報発信の在り方等に関する検討会
及び配付資料・議事内容の取扱いについて

情報発信の在り方等に関する検討会(以下、「検討会」という。)及び配付資料・議事内容の取扱いを、以下のとおりとする。

1. 検討会
原則、非公開とする。
2. 配付資料
原則、公開とする。
3. 議事内容
議事概要は公開する。

以 上